一般社団法人日本物理学会細則

2011年9月1日施行　2011年10月8日 一部変更　2011年12月10日　一部変更
2013年7月13日一部変更　2013年9月14日一部変更　2014年5月10日 一部変更
2014年7月12日一部変更　2015年5月16日一部変更　2015年11月14日一部変更
2016年3月11日一部変更　2016年7月9日一部変更　2019年2月16日一部改定
2021年11月13日一部変更 2022年5月14日一部変更　2022年11月12日一部変更
2024年1月20日一部変更

第１章　　入会

第１条 本会に正会員または学生会員として入会を希望する者は、本会所定の入会申込手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

第２条 本会に正会員または学生会員として入会を希望する者は、本会正会員２名による紹介を必要とする。

第３条 正会員の場合、入会申込手続きは、入会申込者に関する所定の情報提出と入会金及び会費１年分の納入からなる。学生会員の場合は上記に加え在学証明書を提出する。

第４条 本会に賛助会員として入会を希望する個人または法人は、本会所定の入会申込手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

第５条 会員の資格は、理事会が入会を承認した日の翌日から認められる。

第６条 会員は、入会申し込み時の提出事項に変更が生じた場合には速やかに届け出るものとする。

第２章　　入会金及び会費等

第７条　正会員及び学生会員の入会金及び会費は次の通りとする。

入会金		３，０００円
会費年額	正会員	１２，０００円
	学生会員	８，０００円

第８条　正会員のうち大学院に在籍している者が所定の申請書と在学証明書を提出した場合、会長は、会費を減額し、学生会員と同額にすることができる。

２．正会員のうち、２５年以上の間、学生会員の時期も含んで本会の会員であり、かつ満６５歳以上に達した者が所定の申込書を提出した場合、会長は、シニア会員として会費を減額し、学生会員と同額にすることができる。ただし申込年度までの会費を完納しなければならない。

３．特別の事情がある場合、会長は会費の減免または後納を認めることができる。

第９条　賛助会員は１口３５，０００円の会費１口以上を毎年納めなければならない。

第３章　　退会、復会

第１０条　会員は退会届けを沿えて申し出ることにより任意の時期に退会することができる。

２．年度途中で退会する場合、その年度の残存期間に相当する会費の返却はしない。
３．１年間の会費を完納しない会員は除籍とするが、次年度中に前年度分を合わせて会費を支払えば復会できるものとする。
４．除籍後１年以上経過して再び入会を希望する場合は、改めて再入会の手続きを行うものとする。
５．過去にシニア会員であった退会者が再び入会を希望する場合は、シニア会員として入会申込みができる。
６．過去に正会員であった者が再び、入会の申込みを行う時点でシニア会員資格を満たす場合は、入会申込みと同時にシニア会員の申込みを行うことができる。

第４章　　学術的会合

第１１条　本会は年次大会、大会、支部講演会等を開催し、会員に研究発表、及びそれらに関する討議を行う機会を提供する。
２．年次大会は全ての分野を抱合して、毎年１回開催する。開催期日、開催地などは理事会が決定する。
３．大会では、特定の分野における会員の研究報告、及びそれらに関する討議を行う。大会の分野、開催期日、開催地などは、会員の希望を参酌して、理事会が決定する。
４．年次大会、大会、支部例会、その他の講演会では、会員以外の者に講演を依頼することができる。

第１２条　年次大会、大会の講演募集要綱は理事会で決める。
２．年次大会、大会において発表を希望する会員は、あらかじめその題目、要旨及び予定時間を本会に通知しなければならない。
３．本会は、年次大会、大会のプログラムを会員に予告する。

第１３条　各支部は支部講演会、支部例会その他の学術的会合を理事会の承認を得て開くことができる。終了後、理事会に報告書を提出する。

第１４条　その他の学術的会合の開催については理事会が定める。

第５章　　刊行物

第１５条　本会は、和文機関誌「日本物理学会誌(以下会誌と略す)」を毎月一定の日に刊行する。
２．本会は和文誌「大学の物理教育」を４ヶ月毎に刊行する。
３．本会は英文論文誌「JPSJ: Journal of the Physical Society of Japan」を刊行する。
４．本会は、英文論文誌「PTEP: Progress of Theoretical and Experimental Physics」を刊行する。
５．本会は、英文論文誌「JPS Conf. Proc.:JPS Conference Proceedings」を刊行する。
６．本会は、上記英文論文誌の刊行にあたり、応用物理学会と協同で物理系学術誌刊行センターを運営する。同センターの運営は応用物理学会との間で締結する、「物理系学術誌刊行センター運営に関する協定書」によって行う。
７．これら刊行物への投稿及び刊行の詳細については別に定める。

第１６条　会誌、「大学の物理教育」、JPSJ 及び PTEP 以外の資料の刊行に際し、必要があるときは、

会長は理事会の承認を得て、臨時会費を徴集することができる。

第１７条　正会員及び学生会員は会誌の配布を受ける。さらに次の付加会費年額を前納することにより次の定期刊行物等の配布等を受けることができる。

1)大学の物理教育　　１，２００円

2)JPSJ

Online 購読

個人　　９，９００円

シニア会員　　５，５００円

Online 購読　＋　冊子

個人・シニア会員　　１５，４００円

3) JJAP/APEX (Japanese Journal of Applied Physics/Applied Physics Express)

Online 購読　年間３，０００円

第１８条　賛助会員は会誌１部と「大学の物理教育」１部のほかに「会員に関する内規」に定めるところにより、会費の口数に応じて希望する会誌及び他の定期刊行物の配布を受けることができる。

第１９条　名誉会員の称号を授与された会員は、その希望により第１５条に定める定期刊行物の配布を受けることができる。

第２０条　正会員及び学生会員が会誌、「大学の物理教育」及び英文論文誌の国外配布を希望する場合は、「会員に関する内規」に定める国外送料を納めなければならない。

第２１条　会員以外の個人または機関が本会刊行物を購入する場合の価格は「会員以外の個人または機関による定期刊行物の購読についての内規」に定める。

第6章　　支　　部

第２２条　地域単位での会員間の連携をはかり、また講演会、討論会、講習会、見学会等、本会の目的に沿った事業を活性化するため、本会には、次の支部を置く。

北海道、東北、新潟、北陸、名古屋、京都、大阪、中国、四国、九州

２．支部には次の役員を置く。

支部長：１名　支部幹事：若干名　支部監事：１名

３．支部の運営は別に定める支部規定及び支部規約による。

第7章　　役員

第２３条　定款第２２条に定める役員の選任はそれぞれ以下の手順によって行う。

(1)定時総会終了直後の理事会から次の定時総会終了時点までを１会期とする。

(2)正会員の中から選挙によって選出された会長を置く。会長の任期は会長任期前期の１会期および会長任期後期の１会期の計２会期とし、重任は認められない。

(3)会長任期後期には、前会期の選挙によって選出された次々期会長候補者を副会長（会長予定者）として置く。副会長（会長予定者）の任期は１会期とし、重任は認めない。会

長任期前期には理事会によって選任された副会長（以下、副会長（理事選任者）と呼ぶ）を置き、副会長（理事選任者）の任期は最長で会長任期前期の１会期および会長任期後期の１会期の計２会期とし、重任は認めない。

(4) 会長任期前期の定時総会前までに、第２４条の定めにより正会員による選挙で次々期会長候補者を選出する。この候補者は、その定時総会での決議と、その直後の理事会の選定により、会長予定者として副会長（会長予定者）となる。この副会長（会長予定者）は会長任期後期の定時総会での決議と、その直後の理事会での選定により、会長となる。

(5) 会長任期前期に於いては、その前会期の定時総会までに、理事会は正会員の中から副会長（理事選任者）候補を選出する。その候補は定時総会での決議と、その直後の理事会での選定により副会長（理事選任者）となる。会長任期後期に副会長（理事選任者）を置く場合も同様とする。

(6) 会長は、正会員の中から必要な数の次の会期の理事候補者を選び、候補者に関する必要な情報とともに、候補者毎に定時総会に付議する。(4) 号及び(5) 号に記載する次期の副会長候補者が理事でない場合には、次期理事候補者の中にこの候補者を含むものとする。

(7) 各候補者に関する必要な情報とは、各候補者の略歴、専門分野、本会における理事及び監事としての経歴などとする。

(8) 理事会は、会長任期後期の定時総会において、副会長（会長予定者）を、定時総会直後の理事会での次会期会長選定にあたっての候補者とする事を付議する。会長任期前期においては、現会長を、定時総会直後の理事会での次会期会長選定にあたっての候補者とする事を付議する。

(9) 理事会は、会長任期前期の定時総会においては、第２４条の選挙の手続きを経て選出されている次々期会長候補者を、その定時総会直後の理事会での副会長（会長予定者）選定にあたっての候補者とする事を付議する。会長任期後期の定時総会においては、正会員の中から選出した１名を、定時総会直後の理事会での副会長（理事選任者）選定にあたっての候補者とする事を付議する。会長任期後期に副会長（理事選任者）を置く場合には、会長任期前期の定時総会において、会長任期前期に副会長（理事選任者）に就任している理事を、定時総会直後の理事会での副会長（理事選任者）選定にあたっての候補者とする事を付議する。

(10) 定時総会の決議により選出された理事候補者は、定時総会終了時点で新しい理事に就任し、前会期から引き続いて任期の継続している理事とともに、直ちに新会期の理事会を開催する。

(11) 新会期の理事会は、互選により議長を選出し、会長任期前期においては、定時総会の決議の結果を参考にして(8) 号記載の副会長（会長予定者）を、会長任期後期においては、前会期の会長を新会期の会長として選定する。

(12) 新会期の理事会は、会長任期後期においては、定時総会の決議の結果を参考にして、(8) 号記載の会長予定者の理事１名を副会長（会長予定者）に選定する。会長任期前期においては、定時総会の決議の結果を参考にして、(9) 号記載の理事会により選任された理事１名を副会長（理事選任者）に選定する。会長任期後期に副会長（理事選任者）を置く場合には、定時総会の決議の結果を参考にして、(9) 号記載の理事会により選任された理事１名を副会長（理事選任者）に選定する。

(13) 理事会は、副会長以外の業務執行理事を理事の中から選定する。業務執行理事は会長の指示を受け、庶務理事、会計理事、会誌編集委員長、JPSJ 編集委員長、PTEP 編集委員長、刊行委員長その他の業務を、理事会において別に定めるところにより分担執行する。

(14) 理事会は、理事のうち１名に総務理事を委嘱することができる。総務理事は、会長の

指示により事務局管理職・職員の監督及び指導にあたる。

(15)理事会は正会員の中から次期監事の候補者を選定し、その会期の定時総会に付議する。総会で決議された次期監事候補者は定時総会終了後に新会期の監事に就任する。

(16)この細則に定めの無い事項については、理事会の決議により別途内規に定める。

第２４条 次々期会長候補者の選挙は次の方法により行う。

(1)会長は選挙管理委員会委員長に対して、正会員全員による次々期会長候補者選出のための選挙の実施を指示する。

(2)選挙管理委員会は以下の要領により選挙を実施する。

(3)代議員は正会員の中から第２５条に記載する方法に従い、代議員推薦の次々期会長候補者を選出する。選挙管理委員会は選出された候補者の氏名およびプロフィールを会員に公表する。ただし選挙での得票数や順位などは公表しない。

(4)正会員は、次々期会長候補者１名を選出する投票を行う。投票対象は(3)号で選ばれた候補者を含む全正会員とする。

(5)選挙管理委員会委員長は(4)号の投票での最高得票者を会長に報告する。なお、最高得票者が２名以上いる場合は抽選とする。

(6)次々期会長候補者の選出に関し、本条に定めのない事項については理事会が決定する。

第２５条 代議員による次々期会長候補者選出のための選挙は以下の要領で実施する。

(1)会長は選挙管理委員会委員長に対して、代議員全員による、代議員推薦の次々期会長候補者選出のための選挙の実施を指示する。

(2)選挙管理委員会は、以下の要領により選挙を実施し、選挙管理委員長はその結果を速やかに会長に報告する。

(3)第１回投票は２名以内の連記とする。全正会員を投票対象とする。

(4)投票された全員のうち、本人の承諾を得た者を対象に第２回投票を行う。

(5)第２回投票は２名以内の連記とする。

(6)第２回投票の得票順に上位６名を選び、第３回投票を行う。同点者がある場合には同点者全員を第３回投票の対象とする。

(7)第３回投票は２名以内の連記とする。

(8)第３回投票の上位３名を代議員推薦の候補者とする。同点者がある場合には第３位までの全員を代議員推薦の候補者とする。

第２６条 会長、副会長が欠けた場合は次のような措置をとる。

(1)会長任期後期に会長が欠けた場合、理事会は互選により議長を選出し、副会長（会長予定者）を会長候補者に選定し、さらに副会長（理事選任者）が不在の場合には理事の中から副会長（理事選任者）候補を選出する。この議長は臨時総会を招集し、会長候補者を臨時総会終了直後の理事会での会長選定のための候補者とすること、また副会長（理事選任者）が不在の場合には副会長（理事選任者）候補を臨時総会終了直後の理事会での副会長（理事選任者）選定のための候補者とすることを付議する。この議長は臨時総会終了後に理事会を招集し、理事会は臨時総会の決議を参考に、この会長候補者を会長に選定する。その場合の任期は、その副会長（会長予定者）が本来、会長を務める会期の終わりまでとする。また、副会長（理事選任者）が不在の場合には理事会は臨時総会での決議を参考に、副会長（理事選任者）候補者を副会長（理事選任者）に選定する。その場合の任期はその会期末までとする。

(2)会長任期前期に会長が欠けた場合、理事会は互選により議長を選出し、副会長（理事選任者）を会長候補者に選定し、さらに理事の中から副会長（理事選任者）候補を選出する。この議長は臨時総会を招集し、会長候補者を臨時総会終了直後の理事会での会長選定のための候補者とすること、また副会長（理事選任者）候補を臨時総会終了直後の理

事会での副会長（理事選任者）選定のための候補者とすることを付議する。この議長は臨時総会終了後に理事会を招集し、理事会は臨時総会の決議を参考に、この会長候補者を会長に選定する。その場合の任期は、欠けた会長が本来、会長を務める会期の終わりまでとする。理事会は臨時総会での決議を参考に、副会長（理事選任者）候補者を副会長（理事選任者）に選定する。その場合の任期はその会期末までとする。

(3)選挙の手続きを経て就任した会長予定者である副会長（会長予定者）が欠けた場合、その会長予定者を候補者として選出した正会員による選挙での次点得票者が理事である場合は(4)号の手順、理事でない場合(5)号の手順に従う。

(4)会長は臨時総会を招集し、(3)号記載の次点得票者を臨時総会終了直後の理事会での副会長（会長予定者）選定のための候補者とすることを付議する。会長は臨時総会終了後に理事会を招集し、理事会は臨時総会の決議を参考に、この次点得票者を副会長（会長予定者）に選定する。

(5)会長は臨時総会を招集し、(3)号記載の次点得票者を理事として選任すること、ならびに臨時総会終了直後の理事会での副会長（会長予定者）選定のための候補者とすることを付議する。会長は臨時総会終了後に理事会を招集し、理事会は臨時総会の決議を参考に、この次点得票者を副会長（会長予定者）に選定する。

(6)(4)号または(5)号の定めにより就任した副会長（会長予定者）の任期はその会期末までとする。

(7)選挙によって確定した次々期会長候補者が、定時総会までの間に欠けた時は、その選挙における次点得票者を、新たな次々期会長候補者とする。

(8)会長任期前期に会長予定者ではない副会長（理事選任者）が欠けた場合、理事会は理事の中から副会長（理事選任者）の候補を選考する。また、会長任期後期に会長予定者ではない副会長（理事選任者）が欠けた場合、理事会は理事の中から副会長（理事選任者）の候補を選考することができる。会長は臨時総会を招集して、臨時総会終了直後の理事会での副会長（理事選任者）選定のための候補者とすることを付議する。会長は、臨時総会終了後に理事会を招集し、この候補を副会長（理事選任者）として選任する。この副会長（理事選任者）の任期はその会期末までとする。

(9)上記各項の定めに依り難い特別な事情がある場合には理事会において対処方針を定め，臨時総会に諮ることとする。

第８章　　代　議　員

第２７条　定款第５条２項に定める代議員の数及び選出方法は以下のとおりとする。

(1)代議員数は、１２０名以上１４０名以内とする。

(2)代議員は正会員からの立候補者及び各推薦母体が正会員の中から推薦した候補者から、正会員の選挙により選出する。

(3)会長は選挙管理委員会委員長に代議員選出のための選挙の実施を指示し、選挙管理委員会は(4)号以下の手順により選挙を行い、選挙管理委員会委員長はその結果を速やかに会長に報告する。

(4)代議員の候補者は、正会員個人の推薦による候補者（自薦の立候補を含む）、各領域からの推薦による候補者、各支部からの推薦による候補者の３種類とする。正会員個人の推薦による候補者は、正会員１名以上の推薦人を必要とし、自薦の立候補の場合には本人を推薦人とみなす。

(5)　正会員個人の推薦による代議員数は３０名以内とする。

(6)領域推薦の代議員数は９０名以内とする。各領域からの候補者の推薦にあたっての配

分数は、各領域３名の均等配分に加え、直前の年次大会講演数に比例配分した枠を設ける。

領域は以下の通りとする。

領域　１：原子分子、量子エレクトロニクス、放射線
領域　２：プラズマ
領域　３：磁性
領域　４：半導体、メゾスコピック系、量子輸送
領域　５：光物性
領域　６：金属（液体金属、準結晶）、低温（超低温、超伝導、密度波）
領域　７：分子性固体
領域　８：強相関電子系
領域　９：表面・界面、結晶成長
領域１０：構造物性（誘電体、格子欠陥・ナノ構造、X線・粒子線、フォノン）
領域１１：物性基礎論、統計力学、流体物理、応用数学、社会経済物理
領域１２：ソフトマター物理、化学物理、生物物理
領域１３：物理教育、物理学史、環境物理
領域 素粒子論
領域 素粒子実験
領域 理論核物理
領域 実験核物理
領域 宇宙線・宇宙物理
領域 ビーム物理

(7) 支部推薦の代議員数は２０名以内とする。第２２条に定める各支部は２名以内の候補者を推薦することが出来る。

(8) 正会員の選挙により、投票数の過半数によって信任された代議員候補者は次期の代議員となる。ただし、正会員個人の推薦による代議員候補者数が(5)号で定める人数を超えた場合、正会員による選挙結果をもとに次の順位で人数を定数以内に削減する。

1) 不信任数の多い順から削減する。
2) 不信任数が同数の場合、会員番号の大きい順から削減する。

(9) 選挙の結果は、速やかに会長及び当選者に報告されなければならない。また、選挙の結果は理事会に報告され、会誌、ホームページで正会員に周知されなければならない。

(10) 代議員の任期は(8)号に定める正会員による選挙結果を選挙管理委員会委員長が会長に報告した日から、２年後に実施される選挙の結果を選挙管理委員会委員長が会長に報告する日までとし、1回に限り重任することが出来る。

第９章　総会及び理事会

第２８条　総会のうち定時総会は、原則として毎年３月末日までに開催する。

２．総会の議事は予め理事会に付議することを必要とする。

３．理事会は原則として毎月開催する。

４．理事会は会員から審議の要請があった事項について真摯に対応しなければならない。

第１０章　選挙管理委員会

第２９条　本会が行う次の選挙は、会長の下に設置された選挙管理委員会（以下本委員会という）に

より実施される。
⑴第２７条による代議員選出選挙
⑵第２４条及び第２５条による次々期会長候補者選挙

２．本委員会は、委員長及び委員若干名によって構成され、上記の選挙の公正な実施に責任を有する。委員長及び委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

３．委員長及び委員の任期は、１年として重任を妨げない。

４．本委員会の運営と、本委員会が遂行する選挙に関して必要な事項は選挙管理委員会規定に定める。

第１１章　委員会

第３０条　本会に JPSJ 編集委員会、会誌編集委員会、刊行委員会、その他必要に応じて委員会をおく。委員会に関する規定は別に定める。

２．委員会委員長は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。

第１２章　事業体

第３１条　本会が企画する外部資金による有期の特定事業の遂行、及び外部団体による委託を受けた事業の遂行にあたり、委員会以外の組織・機能・呼称が必要な場合には理事会の議決を経て事業体を組織することができる。この事業体にはセンター、プロジェクトなど、その機能にふさわしい名称を冠することができる。

２．前項による事業体に責任者をおく。

３．責任者は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

４．責任者は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。

５．各々の事業体に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第１３章　会　務

第３２条　本会事務局には、事務局長１名、事務局次長１名または２名、マネージャー若干名の管理職をおき、理事会の方針に従って会務の円滑で効率的な遂行に努力する。
また、必要に応じて、管理職以外の職員の中から重要な業務を行う主任若干名をおくことができる。

２．事務局長、事務局次長、マネージャーは管理職として理事会と職員の間の意思疎通に努めて本会の発展に寄与しなければならない。

３．管理職は担務する分野の仕事に関して、これに従事する職員の業務を理解し、その業務が適正に遂行されているかに関して掌握しなければならない。

４．諸般の事情により事務局長席が空位の場合には総務理事がこれを代行する。

５．これらの職員の職責と就業、給与、退職金等に関する規定は別に定める。

第３３条　会長は公認会計士を嘱託することができる。

第１４章　細則の変更

第３４条　本細則を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、正会員、学生会員

の会費の変更は総会の承認を得なければならない。

付　則

１．本細則は 2011 年 9 月 1 日から施行する。ただし、本細則の変更を実施するための必要な措置は予め理事会が行うことができる。

付　則

１．本細則は 2013 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第６９期に於いては、以下の手続きに従う。
２．第６９期の定時総会終了時において、第６９期副会長を第７０期会長候補として付議し、直後の理事会での選定により、第７０期会長となる。第７０期会長の任期は第７０期末までとする。
３．第６９期の定時総会前に、第２４条および第２５条の定めにより正会員による選挙で次々期会長候補者を選出する。この候補者は、その定時総会での決議と、その直後の理事会の選定により、会長予定者として第７０期副会長（会長予定者）となる。

付　則

1. 本細則は、2014 年 8 月 1 日から施行する。

付　則

1. 本細則は、2016 年 1 月 1 日から施行する。

付　則

1. 本細則は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

1. 本細則は、2016 年 7 月 9 日から施行する。

付　則

1. 本細則は、2019 年 2 月 16 日から施行する。ただし、第 17 条の改定は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

付　則

1. 本細則は、2023 年 1 月 1 日から施行する。

変更履歴
2010 年 7 月 10 日（第 523 回理事会）　一般社団法人移行後の細則確定。

2011 年 10 月 8 日（第 538 回理事会）
第 8 条 3 項削除。第 22 条 2 項 3 項の文言変更。第 23 条～25 条副会長候補者選出方法変更。第 27 条 10 号に重任に関する規定追加。

2011 年 12 月 10 日（第 540 回理事会）
第２４条（３）会員へ公表する項目にプロフィールを追加。
第２８条　総会の開催場所を特定しない文に変更。

2013 年 7 月 13 日（第 561 回理事会）
会長任期２年制への移行に伴い、第 23 条、24 条、25 条を全面変更し、第 26 条の一部語句変更。
また、会長任期２年制への移行期の措置を付則に記載。

2013 年 9 月 14 日（第 563 回理事会）
第 5 条、文言変更。
第 15 条 4 号、第 16 条、第 17 条　PTP→PTEP に伴う変更。

2014 年 5 月 10 日（第 572 回理事会）
第 17 条　JPSJ 付加会費年額変更、JJAP 旧価格削除
第 21 条　JPSJ 刊行物購入価格変更

2014 年 6 月 14 日（第 573 回理事会）
第 21 条　会員以外の個人または機関の刊行物購読価格の詳細を削除。価格詳細は「会員以外の個人または機関による定期刊行物の購読についての内規」に定めた。

2015 年 5 月 16 日（第 585 回理事会）
第 17 条　から対象年による表記を削除

2015 年 11 月 14 日（第 591 回理事会）（2016 年 1 月 1 日から施行）
第 7 条　会費年額を変更（第 95 回定時総会承認事項）

2016 年 3 月 11 日（第 595 回理事会）（2016 年 4 月 1 日から施行）
第 2 条、第 3 条、第 6 条　入会申込電子化に伴う変更

2016 年 7 月 9 日（第 600 回理事会）（2016 年 7 月 9 日から施行）
第 8 条、第 17 条 1 項、第 23 条 3 号、第 27 条 5 号、6 号、7 号の一部語句変更
第 15 条に JPS Conf. Proc. に関する項目追加
第 17 条 3 項に APEX を追加
第 27 条 6 号の領域名称を更新

2019 年 2 月 16 日（第 633 回理事会）（2019 年 2 月 16 日から施行）
第 10 条 一部語句の変更。5. 6. を追加
第 17 条　1）大学の物理教育、2）JPSJ の価格改定（2020 年 1 月 1 日から施行）

2021 年 11 月 13 日（第 670 回理事会）（2021 年 11 月 13 日から施行）

第 32 条第 1 項の変更、第 5 項の削除

2022 年 5 月 14 日（第 677 回理事会）（2022 年 5 月 14 日から施行）
第 27 条　代議員の選出方法を変更

2022 年 11 月 12 日（第 683 回理事会）（2023 年 1 月 1 日から施行）
第 8 条　資格取得に必要な在籍期間を変更

2024 年 1 月 20 日（第 698 回理事会）（2024 年 1 月 20 日から施行）
第 23 条、26 条　副会長（理事選任者）の任期を最長 2 年とし、それに関係する規則を変更